

2 消安第 2758 号
令和 2 年 9 月 23 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上浩太郎
(公 印 省 略)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

下記の事項については、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

肥料取締法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 62 号) による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」 (昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号) について、以下の改正を行うこと。

1. 肥料取締法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 64 号) 第 7 条の 6 の改正により「被覆窒素肥料」、「混合窒素肥料」、「被覆りん酸肥料」、「加工りん酸肥料」、「混合りん酸肥料」、「被覆加里肥料」、「混合加里肥料」、「食品残さ加工肥料」、「混合有機質肥料」、「副産動植物質肥料」、「液状肥料」、「りん酸マグネシウムアンモニウム」、「化成肥料」、「混合動物排せつ物複合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「成形複合肥料」、「吸着複合肥料」、「被覆複合肥料」、「配合肥料」、「家庭園芸用複合肥料」、「混合石灰肥料」、「被覆苦土肥料」、「混合苦土肥料」、「混合マンガン肥料」、「混合微量元素肥料」、「副産肥料」及び「液状肥料」の有効期間を 6 年とすることに伴う改正
2. 他の種類の肥料の規格を引用して規定している「混合動物排せつ物複合肥料」、「混合堆肥複合肥料」、「液状複合肥料」、「混合汚泥複合肥料」及び「家庭園芸用複合肥料」の規格中「その他の制限事項」の欄について、現行の規格において引用している規格と同様の内容の規格を設ける改正
3. 二酸化ケイ素により算出される主成分に水溶性けい酸を規定する改正

